

掲載内容

第1章 所定内賃金

- 概説
- 第1 賃金の設定
 - 1 賃金に関する事項の明示義務
 - [書式] 求人広告(賃金について) [Q]
 - [書式] 労働条件通知書(賃金について) [Q]
 - 2 パート・有期労働者の賃金設定
 - [書式] 説明文書(パート・有期労働者の処遇(基本給・通勤手当・補助手当)を説明する場合) [Q]
 - 3 定年後再雇用者の賃金設定
 - [書式] 連絡文書(定年後再雇用の希望聴取の場合) [Q]
 - [書式] 連絡文書(定年後再雇用の労働条件を提示する場合) [Q]
 - 4 高度プロフェッショナル制度適用者の賃金設定
 - [書式] 合意書(高度プロフェッショナル制度の職務内容について) [Q]
 - [書式] 同意書(高度プロフェッショナル制度を適用する場合) [Q]
 - 5 派遣労働者の賃金設定
 - [書式] 情報提供書(労働協定方式による場合の派遣先からの情報提供の場合) [Q]
 - 6 インターンや入社前研修への賃金支払の要否
 - [書式] 確認書(インターンシップ中の処遇について) [Q]
 - 7 リハビリ勤務中の賃金支払の要否
 - [書式] 確認書(リハビリ勤務中の処遇について) [Q]
 - [書式] 就業規則(リハビリ勤務について) [Q]
- 第2 賃金の控除等
 - 8 賃金からの控除
 - [書式] 労使協定書(賃金控除協定の場合) [Q]
 - 9 管理監督者の欠勤と賃金控除
 - [書式] 就業規則(管理監督者の欠勤控除について) [Q]
 - 10 育児時短と賃金控除
 - [書式] 就業規則(育児時短中の賃金について) [Q]
 - 11 懲戒処分としての減給
 - [書式] 懲戒処分通知書(減給処分の場合) [Q]
 - 12 自宅待機期間中の賃金不支給
 - [書式] 就業規則(自宅待機期間中の賃金について) [Q]
- 第3 賃金の変更・引下げ
 - 13 年俸制の年俸改定
 - [書式] 年俸額改定確認書(年俸額の改定について労働者の同意が得られた場合) [Q]
 - [書式] 年俸額改定通知書(年俸額の改定について労働者の同意が得られない場合) [Q]
 - 14 労働者との合意による賃金の減額
 - [書式] 同意書(グレードに基づき基本給が決定される場合) [Q]
 - [書式] 同意書(個別合意により基本給が決定される場合) [Q]
 - 15 降格による賃金の減額
 - [書式] 賃金規程(役職手当について) [Q]
 - [書式] 通知書(降格による減給の場合) [Q]
 - [書式] 就業規則(懲戒処分としての降格について) [Q]

- [書式] 懲戒処分通知書(降格させる場合) [Q]
- 16 定年延長に伴う賃金の減額
 - [書式] 社内説明文書(定年延長に伴う労働条件について) [Q]
- 17 出向に伴う賃金減額
 - [書式] 同意書(出向に伴う労働条件について) [Q]
- 18 ペアを要求された場合の対応
 - [書式] 回答書(ペアを実施しないことを労働組合に回答する場合) [Q]
 - [書式] 労働協約書(ペアと一時金について協定する場合) [Q]
- 第4 賃金の精算・放棄等
 - 19 合意による相殺
 - [書式] 相殺合意書(労働者に対する貸付金と退職金債権を相殺する場合) [Q]
 - 20 賃金の過誤払
 - [書式] 通知書(賃金の過誤払の精算について) [Q]
 - 21 賃金債権の放棄
 - [書式] 確認書(賃金債権を放棄する場合) [Q]
 - 22 留学費用の貸付けと返還
 - [書式] 合意書(留学費用の貸付けの場合) [Q]
 - [書式] 貸書(留学費用の個別貸付けの場合) [Q]
- 第5 各種手当
 - 23 通勤のない期間分の通勤手当の取扱い
 - [書式] 就業規則(通勤手当について) [Q]
 - [書式] 申請書(通勤手当の申請をする場合) [Q]
 - 24 パート・有期労働者の住宅手当
 - [書式] 回答書(有期社員から正社員との待遇の相違理由に関する説明を求められた場合) [Q]
 - 25 台風や大雪等により会社を休業とする場合の休業手当
 - [書式] 社内説明文書(休業を知らせる場合) [Q]
- 第6 賃金債権の差押え
 - 26 賃金債権の差押えの可否・範囲
 - [書式] 差押債権目録(賃金債権の差押えの場合) [Q]
 - [書式] 陳述書(陳述催告へ回答する場合)

第2章 割増賃金

- 概説
- 第1 時間外・休日・深夜割増賃金
 - 27 法内残業への残業代の支払
 - [書式] 就業規則(法内残業に対する賃金について) [Q]
 - 28 深夜時間帯にのみ勤務する場合の割増賃金の要否
 - [書式] 労働契約書(深夜時間帯にのみ勤務する場合) [Q]
 - 29 歩合制と割増賃金
 - [書式] 賃金規程(割増賃金の算定方法を定める場合) [Q]
 - 30 兼業をしている労働者に対する割増賃金
 - [書式] 申請書(副業・兼業の許可を申請する場合) [Q]
 - 31 休日振替と代休の違い
 - [書式] 就業規則(振替休日取得時に賃金精算をする場合) [Q]
 - 32 変形労働時間制の下での割増賃金の計算
 - [書式] 労使協定書(1か月単位の変形労働時間制の場合) [Q]
 - [書式] 労使協定書(1年単位の変形労働時間制の場合) [Q]
 - 33 フレックスタイム制の下での割増賃金の計算(清算期間を3か月とする場合)
 - [書式] 就業規則(清算期間を3か月とする場合) [Q]

- 第2 固定残業代
 - 34 基本給組込型の固定残業代の導入
 - [書式] 就業規則(基本給組込型の固定残業代の場合) [Q]
 - [書式] 労働条件通知書(基本給組込型の固定残業代の場合) [Q]
 - 35 手当型の固定残業代の導入
 - [書式] 就業規則(手当型の固定残業代の場合) [Q]
 - [書式] 労働条件通知書(手当型の固定残業代の場合) [Q]
 - 36 年俸制と割増賃金
 - [書式] 労働条件通知書(年俸制の場合) [Q]
- 第3 その他
 - 37 未払残業代に対する遅延損害金
 - [書式] 回答書(未払残業代請求に対して回答する場合) [Q]
 - 38 残業代請求に対する和解
 - [書式] 和解合意書(未払残業代について) [Q]

第3章 賞与

- 概説
- 39 賞与の支払義務
 - [書式] 就業規則(賞与の定めについて) [Q]
 - [書式] 説明文書(賞与不支給の場合) [Q]
- 40 懲戒処分としての賞与の減額
 - [書式] 懲戒処分通知書(減給処分として賞与から減額する場合) [Q]
- 41 支給日が要件
 - [書式] 就業規則(支給日が要件について) [Q]
- 42 育児休業者や育児時短勤務者に対する賞与査定
 - [書式] 説明文書(育児時短勤務制度を利用する労働者への賞与支給の場合) [Q]
- 43 パート・有期労働者への賞与の支払
 - [書式] 説明文書(パート・有期労働者の処遇について) [Q]

第4章 退職金

- 概説
- 44 内規・慣行による退職金の支払とその廃止
 - [書式] 回答書(退職金請求に対する反論の場合(労使慣行の不存在)) [Q]
- 45 会社側の事情による退職金の減額
 - [書式] 同意書(退職金の算定式の変更による場合) [Q]
- 46 懲戒解雇時の退職金の不支給・減額
 - [書式] 就業規則(退職金の不支給について) [Q]
- 47 退職者の競業禁止義務違反が発覚した場合の退職金の返還請求
 - [書式] 誓約書(退職時の競業禁止義務違反について退職金の減額・返還を定める場合) [Q]
 - [書式] 退職金返還請求書(競業禁止義務違反を理由とする返還請求の場合) [Q]
- 48 産前産後休業期間や育児・介護休業期間の退職金算定基礎勤続年数からの除外
 - [書式] 就業規則(退職金の算定基礎となる勤続年数について) [Q]
- 49 パート・有期労働者への退職金の支払
 - [書式] 説明文書(パート・有期労働者の処遇(退職金)を説明する場合) [Q]
- 50 死亡退職金の支払
 - [書式] 就業規則(死亡退職金等の受給権者について) [Q]

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。



「働き方改革」を踏まえた 問題点と対処法を解説!!

賃金トラブル予防・対応の実務と書式

共編 町田 悠生子 (弁護士)・亀田 康次 (弁護士)

著 師子角 允彬 (弁護士)・宮島 朝子 (弁護士)
青山 雄一 (弁護士)・塚本 健夫 (弁護士)
石井 林太郎 (弁護士)・鈴木 佑脩 (弁護士)

すぐに使える 文例・書式を多数掲載!!

賃金・賞与・退職金について問題になりやすい事例を取り上げ、会社がとるべき対応や実務に役立つアドバイスをQ&A形式でわかりやすく解説しています。

トラブルの予防・対応に欠かせない就業規則等の規定例や社内文書等の書式例を豊富に掲載し、実務上のポイントを解説しています。

労働問題に造詣の深い弁護士が実務経験を踏まえて編集・執筆した実践的な内容です。

購読者特典

書式データ (Word) のダウンロードができる!

※Wordは、Microsoft社の商標または登録商標です。

A5判・総頁402頁
本体価格 4,600円+税
送料実費

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!! (電子版)
本体価格 4,200円+税

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目4番地2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.7.51001331)

この出版物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本

〔A5判縮小〕

164

第1章 第5 各種手当

24 パート・有期労働者の住宅手当

Q 当社では、全国転勤のある正社員には住宅手当を支給していますが、全国転勤のない契約社員やパートタイマーには支給していません。契約社員やパートタイマーから、なぜ自分たちには住宅手当が支給されないのかと説明を求められましたが、どのように対応すればよいのでしょうか。また、契約社員やパートタイマーにも住宅手当を支給すべきでしょうか。

A パート有期法（有期労働者）の加え、正社員との待遇差があることから、これらに期労働者に住宅手当を支の補助）に照らして十分勤があり、パート・有期性を否定する方向に働く

解 説

1 パート有期法によ
令和2年4月1日から
その雇用する短時間・有
それぞれについて、当該
おいて、当該短時間・有
及び当該業務に伴う責任
職務の内容及び配置の変

第2章 第1 時間外・休日・深夜割増賃金 213

30 兼業をしている労働者に対する割増賃金

Q 当社の正社員から、土日の副業・兼業を認めて欲しいという要望が出されています。複数の声が上がっていることから、今後は、従業員からの副業・兼業の申出を積極的に認めていこうと思っています。

副業・兼業を始めた従業員への割増賃金の支払は、これまでどおりで問題ないでしょうか。

A 所定労働時間が1日8時間・1週40時間であるフルタイムの従業員に対しては、割増賃金の支払に関する事務運用を変更する必要はありません。

解 説

1 副業・兼業で割増賃金が発生する場合

労働時間に関する規定は、事業場を異にする場合であっても、通算して適用されます（労基38①）。この「事業場を異にする場合」には、事業主を異にする場合も含まれるとされています（昭23・5・14基発769）。

したがって、同一企業内での労働時間が法定労働時間内に収まっていたとしても、自社と副業・兼業先の労働時間を通算した結果、法定時間外労働が発生していれば、割増賃金の支払義務は発生します。

2 割増賃金の支払義務の所在

労基法上の割増賃金の支払義務を負うのは、当該労働者を使用することにより法定時間外労働を発生させた使用者であるというのが厚生労働省の見解です（「副業・兼業の促進に関するガイドライン」Q&A）（厚生

第2章 第3 その他 269

38 残業代請求に対する和解

Q ある社員から未払残業代があるとの指摘を受けました。社内調査の結果、当該社員に未払残業代が発生していることが分かったため、当該社員との間で和解をした上で未払残業代を支払いたいと思いますが、和解をするに当たり留意すべき点を教えてください。

A 未払残業代の金額を相互に確認し支払う旨の条項と、清算条項を含んだ和解合意書を締結することが重要です。その際は、源泉徴収義務に留意する必要があります。

解 説

1 和解合意書の締結

労働者から未払残業代が請求され、未払残業代を支払う旨の和解がなされる場合、和解成立時点までの未払残業代を精算し、労使間の紛争を終局的に解決するため、労使間において和解合意書を締結することが重要です。

和解合意書の内容としては、①未払残業代の金額を確認する旨の条項、②上記金額を支払う旨の条項、③守秘条項、④清算条項（和解合意書に定めるものの他に、当事者間に債権債務がないことを確認する条項）を設けることが一般的です。労使間の紛争を終局的に解決するためには、④清算条項を挿入する必要があります。

2 和解金における源泉徴収

使用者が労働者に和解金を支払う場合、和解金の性質が賃金であれば、所得税の源泉徴収義務を負います（給与所得について所税183、退職所

第2章 第3 その他 271

advice

○未払残業代の支払における源泉徴収

課税当局においては、和解合意書の記載文言にかかわらず、和解金の性質の実態に即した判断がなされるため、質問のように賃金であることが明確な場合には、支払名目を「解決金」とするのではなく、端的に賃金である旨明示した方がよいといえます。

272

第2章 第3 その他

書 式

○和解合意書（未払残業代について） DL

和解合意書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）は、未払となっている賃金等（遅延損害金を含み、以下「本未払賃金等」という。）について、以下のとおり合意し、合意書（以下「本合意書」という。）を作成し締結する。

1 甲及び乙は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの時間外労働時間・休日労働時間・深夜労働時間、及びその時間に対する本未払賃金等の金額が下記のとおりであることを相互に確認する。

- ① 時間外労働時間 〇〇時間〇〇分
② 休日労働時間 〇〇時間〇〇分
③ 深夜労働時間 〇〇時間〇〇分

第2章 第3 その他 273

4 甲及び乙は、本未払賃金等については、本合意書に定めるほか、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意書成立の証として、本合意書2通を作成し、甲は記名押印、乙は署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

〇年〇月〇日

甲 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

乙 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
△△△△（署名） ㊟

〔説 明〕

未払残業代の金額を確認する旨の条項（第1項）では、未払残業代の金額について、その計算方法も含め、あらかじめ労働者と確認・協議をした上で確定することが重要です。未払となっている時間外労働時間・休日労働時間・深夜労働時間がどの程度発生していたのか、労使間で齟齬が生じないように、記載することが望ましいといえます。

〔塚本健夫〕